

# 浜松商工会議所

## 従業員退職金共済制度のしおり

### ＜特定退職金共済制度＞

#### ＜加入者の皆様へ＞

今後、将来にわたって、経済情勢の変動等の理由により、内容が変更されることがあります。今後も、本しおりに変更があった場合、加入者の皆様には、当共済制度のホームページより速やかにお知らせをいたします。

下記のホームページにて契約のご確認をいただくようお願いいたします。

浜松商工会議所共済制度 ホームページ <http://kyosai.net/>

浜松商工会議所 会員共済課

作成日：平成30年3月

## ごあいさつ

ますますご隆昌のこととお慶び申しあげます。

さて、このたびは浜松商工会議所従業員退職金共済制度にご加入いただき誠にありがとうございました。

この制度は、浜松商工会議所が所轄税務署の承認を得て実施する退職金共済事業で、巻末の「浜松商工会議所退職金共済規程」にもとづいて運営されます。今後ともこの制度を末永くご利用くださいますようお願い申しあげます。

ここに制度の内容と事務取扱いについてご説明申しあげ、本制度の円滑な運営のためにご協力をお願い申しあげる次第でございます。

## 目

●従業員退職金共済制度とは.....	1
制度の要件.....	1
1. 掛金の負担は.....	1
2. 加入させる人は.....	1
3. 給付金の支払は.....	2
4. 掛金口数の限度は.....	2
5. 掛金の決め方は.....	2
●ご加入について.....	3
1. 加入資格.....	3
2. 加入申込.....	3
3. 加入日.....	3
4. 効力発生日.....	3
5. 被共済者証（加入者証）.....	3
●掛金の払込について.....	4
1. 掛金の振替日.....	4
2. 振替不能となった場合の取扱い.....	4
●脱退・変更等の手続きについて.....	4
1. 変更の通知.....	4
2. 変更日.....	4
3. 増口（増額）.....	4
4. 減口（減額）.....	4
●給付金の種類について.....	5
1. 退職一時金.....	5

## 次

2. 遺族一時金.....	5
3. 退職年金.....	5
4. 解約手当金.....	5
●給付金の請求手続について.....	6
1. 脱退事由発生のご連絡.....	6
2. 必要書類の受渡し.....	6
3. 提出していただく書類.....	6
4. 脱退通知書兼退職（遺族）一時金 請求書の記入方法.....	6
5. 脱退日の翌月以降掛金の返戻.....	7
●過去勤務期間通算について.....	7
1. 過去勤務期間通算制度の要件.....	7
2. 通算制度の用語と説明.....	8
3. 効力発生日.....	9
4. 給付金額の計算方法.....	9
●税務について.....	11
1. 掛金.....	11
2. 退職一時金.....	11
3. 遺族一時金.....	12
4. 退職年金.....	12
5. 解約手当金.....	12
6. 退職給与引当金との調整.....	12
●浜松商工会議所退職金共済規程.....	13

## ●従業員退職金共済制度とは

従業員退職金共済制度とは、退職金制度のない事業所、または退職金制度はあっても退職金の積立が充分になされていない事業所、あるいはその事業所単独では大企業なみの退職金制度が実施できない事業所のために商工会議所、商工会、商工会連合会、退職金の支給のみを目的として設立された公益法人等が母体となり、これらの事業所にかわって退職金事業をおこなう制度です。このように福祉事業の一環としておこなわれるものですから税法上も有利な取扱いが受けられます。しかし、その実施にあたってはあらかじめ所轄税務署長の許可を受けることが必要であり、このためには所得税法施行令第73条に定める要件を満たしていることが条件となっています。この要件は次にご説明いたしますが、いずれも本制度の基本をなす大切なことから事業主の皆様には要件違反のないよう一度ご確認をお願いいたします。

### ●制度の要件

#### 1. 掛金の負担

事業主は共済契約者として掛金を全額負担しなければなりません。

#### 2. 加入させる人

すべての従業員を被共済者として加入させなければなりません。ただし、つぎの人は必ずしも加入させる必要はありません。

<加入させなくてもよい人>

- ①期間を定めて雇用される人
- ②季節的業務に雇用される人
- ③試用期間中の人
- ④非常勤の人
- ⑤パートタイマーの人
- ⑥休職中の人

なお、つぎの人は加入させることができません。

- ①個人事業主
- ②個人事業主と生計を一にする親族
- ③法人の役員（使用人兼務役員を除きます）
- ④他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者（中小企業退職金共済との重複加入は認められま  
す）

### 3. 給付金の支払

#### 退職一時金

被共済者（加入従業員）に支払います。事業主が受取人になることはできません。

#### 退職年金

被共済者（加入従業員）に支払います。ただし、年金支払保証期間中に死亡されたときは、その遺族に対して残余期間分の年金に代え未支払年金の年金現価相当額を一時金で支払います。（年金支給期間は10年です）※現在、退職年金の取扱いはございません。

#### 遺族一時金

労働基準法施行規則第42条ないし第45条に定める遺族補償を受ける者の範囲および順位により遺族に支払います。

#### 解約手当金

被共済者（加入従業員）に支払います。

被共済者（加入従業員）に給付金が支払われるのは制度の目的からして当然のことですが、中には退職した従業員の方に事業所で退職金を先払いしたので事業所で給付金を受取りたいという場合があるかと思います。しかし、このような場合も含め税法上いかなる場合でも事業所の代理受領は認められませんのでご留意願います。

### 4. 掛金（口数）の限度

1口1000円とし、1人について30口が基本口数の限度となっています。増口の場合は、限度超過とならないよう注意してください。

### 5. 掛金の決め方

不当差別となるような決め方は禁じられています。勤続年数や基準給与等の客観的基準で掛金を決めてください。

## ●ご加入について

### 1. 加入資格

浜松商工会議所会員事業所の従業員で14歳7ヶ月以上65歳6ヶ月までの方がご加入できます。

### 2. 加入申込

この制度に加入を希望する会員事業所の事業主は、所定の申込書に加入資格を有する方の氏名、掛金月額等を一括して記入捺印の上、本所へご提出ください。

### 3. 加入日

加入申込は毎月お取扱いいたしますが、申込日によってつぎのとおりに加入日が異なります。

(1) 20日までにお申込になった場合、お申込の月の翌々月1日を加入日といたします。

(2) 21日以降月末までにお申込になった場合、お申込の月の翌々々月1日を加入日といたします。

※スケジュールが早まることがありますので浜松商工会議所までお問い合わせください。

### 4. 効力発生日

この契約の効力は、加入日（前記3. 参照）より発生します。したがって、申込日から加入日までの間に退職（死亡）があった場合は、契約の取消として取扱われ、その被共済者分の掛金は、共済契約者にお返しいたします。

### 5. 被共済者証（加入者証）

ご加入の証として「特定退職金共済制度被共済者証」を発行いたします。

なお、被共済者証の本所からの送付日は加入月の下旬となります。新規加入事業所につきましては、担当普及員がお届けいたします。

<次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することができます>

- ・共済契約者が6ヶ月以上掛金の納入を怠ったとき。
- ・共済契約者（加入事業所）が暴力団関係者、他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・被共済者（加入事業所の従業員）が暴力団関係者、他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・その他、特定退職金共済規程に定める解除事由に該当したとき

## ●掛金の払込について

### 1. 掛金の振替日

掛金は初回より加入申込時にご指定いただいた金融機関の預金口座より一括して毎月 22 日（休日の場合は翌営業日）に自動振替させていただきます。

毎月 22 日に自動振替させていただく掛金は翌月分の掛金です。

### 2. 振替不能となった場合の取扱い

- (1) 預金残高不足等の理由により掛金の振替ができなかった場合は、その翌月に 2 カ月分の掛金を併せて自動振替させていただきます。
- (2) この制度のほか本所の他の共済制度にもご加入の事業所については掛金の振替口座を同一口座にすることを原則として全制度の掛金を合算してその口座より自動振替させていただきます。したがって、預金残高が全制度の掛金合計額に満たないときは、全制度の加入者全員について振替不能となります。
- (3) 前月振替不能であったために当月 2 カ月分（前月分 + 当月分）を振替手配させていただいた結果、該当口座の預金残高が 2 カ月分の掛金合計額に満たないなどの理由により再び振替不能となった場合は、翌月の掛金の振替手配を中止いたします。

#### <ご注意>

例えば一事業所のご加入者数 10 人で合計口数が 30 口である場合、該当口座の預金残高が 30 口) × 1,000 (円) = 30,000 (円) に満たないときには全加入者（10 人で 30 口）について振替不能となります。

## ●脱退・変更等の手続について

退職による脱退、金融機関の変更、事業所所在地の変更等はすみやかにご連絡ください。

### 1. 変更の通知

ご契約の内容に下記のような変更が生じた場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。

- (1) 退職等による脱退、加入口数の増口（増額）、加入者名の変更（改姓）等
- (2) 金融機関、口座番号、口座名義人、事業所名、所在地等の変更  
折り返し本所より所定用紙を送付しますので、所定事項記入捺印の上、本所へご提出ください。

### 2. 変更日

- (1) 所定用紙により届出いただいた変更事項は、所定用紙が本所に到着した日の翌月から変更されます。

(2) 退職等による脱退の場合は、掛金との関係でつぎのように取扱いをさせていただきます。

脱退事由発生日の翌月分の掛金（届出いただいた月の引去り掛金）が、届出いただいた時点ではすでに振替手配済となっている場合は、一旦は引去りさせていただきますが、翌月末振替口座に返戻いたします。

### 3. 増口（増額）

この制度にすでにご加入いただいている方で、増口（増額）を希望される場合は、毎月増口のお取扱いをいたします。ただし、すでにご加入いただいている基本口数の合計が 30 口を越えることはできません。また、増口にあたっては、特定の方について差別的な取扱いにならないようご留意ください。

### 4. 減口（減額）

原則として口数を減らすことはできません。加入（増口）申込の際には充分注意して掛金を決めてください。特段の事情により減口する際は所定の用紙をご提出ください。

## ●給付金の種類について

この制度による給付金の種類は次のとおりです。

### 1. 退職一時金

被共済者が退職したときに口数および加入期間に応じて計算される金額をお支払いいたします。また従業員が法人の役員になったとき、あるいは個人事業主と生計を一にする親族に該当することになったときにもお支払いいたします。

退職一時金額は次に規定する基本退職一時金と加算給付の合計です。

- ・基本退職一時金…口数および加入期間に応じて退職金共済規程の別表 I-1 に定められた一時金
- ・加算給付…運用実績に応じて毎年 7 月 1 日に各被共済者に割り当てられる給付

※基本退職一時金額は退職金共済規程に基づく額ですが、金利水準の低下その他の著しい経済変動などにより将来改定されることがあります。

### 2. 遺族一時金

被共済者が死亡したときに口数および加入期間に応じて計算される金額をお支払いいたします。

(遺族一時金は基本口数 1 口について 10,000 円を退職一時金に加算した金額です)

### 3. 退職年金

加入期間が 5 年以上の被共済者が退職し、退職一時金にかえて年金の受給を希望したときに口数および加入期間に応じて計算される金額を年 4 回（2・5・8・11 月の各 20 日）、3 カ月分を取りまとめて 10 年間にわたってお支払いいたします。ただし、年金月額が 20,000 円未満の場合は一時金でお支払いいたします。※現在、退職年金の取扱いはございません。

### 4. 解約手当金

契約が解除されたときは、被共済者に解約手当金をお支払いいたします。この解約手当金の金額は退職一時金と同額です。契約解除になるのは次のような場合です。

<本所が解除する場合>

- ①事業所が 6 カ月以上掛金の納入を怠ったとき。
- ②被共済者が不正行為により退職一時金または解約手当金の支給を受けようとしたり、また受取ったとき。

被共済者の不正受給の場合における解約手当金は特別の事情がない限り支給されません。

<事業主が解約する場合>

- ①被共済者の同意を得たとき。
- ②掛金の払込みを継続することが著しく困難であると本所が認めたとき。

## ●給付金の請求手続について

退職一時金、遺族一時金、退職年金、解約手当金の請求手続はつぎのとおりです。

※給付金の受取は、いかなる場合でも被共済者（従業員）であり、事業所への給付（代理受領を含む。）は行いません。

### 1. 脱退事由発生のご連絡

給付金支払の対象となる脱退事由が発生した場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。

### 2. 必要書類の受渡し

ご連絡があり次第本所より所定用紙（脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書）を送付いたしますので、この書類を退職した従業員（死亡の場合はその遺族の方）に記入捺印いただき、事業所にて点検の上、本所へご提出ください。

### 3. 提出していただく書類

#### (1) 退職一時金

- ・脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書
- ・退職所得の受給に関する申告書  
(当制度からのみ退職一時金を受給する場合は、一時金請求書に印刷されている申告書で代用できます)
- ・被共済者証

#### (2) 遺族一時金

- ・脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書
- ・被共済者の死亡の事実を証明する住民票（受取人の戸籍謄（抄）本で被共済者の死亡事実が確認できる場合は省略できます）
- ・受取人の印鑑証明書
- ・受取人の戸籍謄（抄）本（受取人と被共済者との続柄が記載されているもの）
- ・被共済者証

上記書類のほかに引受生命保険会社の指示により他の書類を提出していただく場合があります。

#### (3) 退職年金 ※現在、退職年金の取扱いはございません。

- ・年金選択請求書
- ・受取人の印鑑証明書
- ・被共済者の戸籍謄（抄）本または住民票
- ・被共済者証

#### (4) 解約手当金

- ・脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書
- ・解約申請書・同意書
- ・被共済者証

### 4. 脱退通知書兼退職（遺族）一時金請求書の記入方法

#### (1) 共済契約者記入欄

- (ア) 事業所名、事業主名（捺印）、所在地、郵便番号、電話番号
- (イ) 証券番号、被共済者番号、枝番、＊被共済者証により番号をご記入ください。桁数をお間違えなきようご注意願います。（加入取消の場合のみ該当する枝番をご記入ください。）
- (ウ) 被共済者氏名
- (エ) 生年月日
- (オ) 退職年月日

脱退事由によりつぎのとおり正確にご記入ください。

<中途退職> 退職日

<死 亡> 死亡日  
<役員就任> 役員就任日の前日  
<契約解除> 解約日  
<加入取消> 加入日

(カ) 脱退事由

該当するものに○印をしてください。

<制度定年到達> 制度上の定年年齢（70歳）に到達されたとき  
(お申出により75歳、80歳まで延長することができます。)  
<中途退職> 被共済者が退職されたとき  
<死 亡> 被共済者が死亡されたとき  
<役員就任> 被共済者が法人の役員になられたとき  
<契約解除> 契約が解除されたとき  
<加入取消> 被共済者が加入日以前に退職されたときおよび加入日以前に申込を取消されたとき

(キ) 加入口数 \*被共済者証によりご記入ください。

(2) 受取人記入欄

- (ア) 受取人住所、郵便番号、電話番号を正確にご記入ください。  
(イ) 受取人氏名（口座名義人）  
(ウ) 受取人印 \*被共済者の認め印（受取金額が100万円を超える場合は実印）をご捺印ください。遺族受取の場合は、その方の実印になります。  
(エ) 送金方法 \*受取人の銀行口座をご記入ください。  
(オ) 退職所得の受給に関する申告書 \*必ずご記入、捺印ください。  
(提出されませんと退職所得控除額に関係なく一律20%の所得税が源泉徴収されます)  
※契約解除、死亡退職の場合は記入不要となります。

5. 脱退日の翌月以降掛金の返戻

被共済者の脱退事由発生日の翌月掛金が、脱退通知をご提出いただいた時点ですでに振替手配ずみとなっている場合は、いったん振替させていただきますが、翌月末掛金振替口座にお返しします。

●過去勤務期間通算について

<取扱開始日 昭和57年6月1日>

過去勤務期間の通算制度とは、本制度のご加入以前に勤務期間のある従業員について、その勤務期間を退職一時金等の金額の計算基礎に含めることができる制度です。

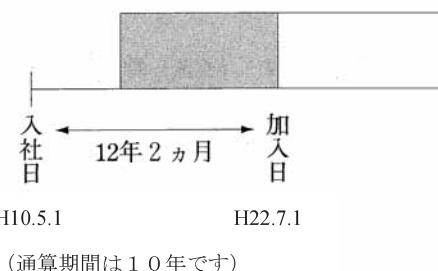
1. 過去勤務期間通算制度の要件

- (1) 本制度に新規に加入する事業所の従業員についてのみ制度加入以前の過去勤務期間を通算することができます。通算制度の申込にあたっては、対象となる従業員全員について適用しなければなりません。また、この申込は1事業所1回限りですから、その点ご留意ください。  
(2) 過去勤務期間に対応し、その範囲内で過去勤務通算期間を設定します。通算期間の設定にあたっては客観的かつ妥当な基準で決定する必要があります。過去勤務通算期間は10年を限度とし、年未満の端数月数を切捨てて年単位とします。

〔例1〕



〔例2〕



(3) 過去勤務通算口数は、基本口数以下とし、22口（22,000円）を限度とします。

〔例1〕

基本口数をそのまま通算する場合

通算口数 5口	基本口数 5口
---------	---------

〔例2〕

基本口数が22口を超えている場合

通算口数22口	基本口数30口
---------	---------

〔例3〕

基本口数の一部を通算する場合

通算口数 4口	基本口数 6口
---------	---------

(4) 過去勤務掛金は、過去勤務通算期間と同じ年数で払込を完了しなければなりません。ただし、過去勤務通算期間が5年を超えるときは払込期間は5年となります。

- (注) 前記の過去勤務掛金の払込期間が終了するまでの間に定年等の定めにより退職日が到来する場合は、所定の払込期間ではなく通算申込開始日より退職日までの年月数が払込期間となります。
- (5) この過去勤務通算制度の加入申込が受理された後では過去勤務通算期間や、過去勤務通算口数等を途中で変更することや中止することはできません。

## 2. 通算制度の用語と説明

### (1) 過去勤務期間

従業員が当制度の加入日以前に事業所に引き続き勤務していた期間をいいます。

### (2) 過去勤務通算期間

上記の「過去勤務期間」の範囲内で退職一時金等の給付計算上の加入期間に通算する期間をいいます。

### (3) 過去勤務通算口数

過去勤務通算月額のことと、基本掛金の口数のうち、過去勤務期間を通算する部分の口数をいいます。通常当初掛金月額（基本掛金）と同じ口数になり、22口、22,000円を限度とします。

(4) 過去勤務掛金（退職金共済規程の別表II参照）

過去勤務期間を通算する場合、その期間に対応する基本掛金（通算口数）は払込まれていませんので、その期間中の掛金総額とその期間に対応する利息（運用収益）が不足します。この不足額を所定の期間で償却していただくための掛金をいいます。

○過去勤務掛金の払込月額は、個人毎の過去勤務通算期間、過去勤務通算口数、および過去勤務掛金の払込期間より計算します。

○過去勤務掛金は、基本掛金と同時にご指定の預金口座より自動振替させていただきます。

3. 効力発生日

過去勤務期間通算制度の申込、および通算開始日（効力発生日）は、通常の申込の効力発生日と同じです。

（前記「ご加入について」3. 加入日、4. 効力発生日の項をご参考ください。）

4. 給付金額の計算方法

この通算制度にご加入の場合の給付金（退職一時金、遺族一時金、解約手当金、退職年金）の計算方法は次のとおりです。

(1) 退職一時金および解約手当金

①過去勤務掛金の払込完了後に退職または解約されたとき。

通算口数に対応する給付金額は、基本掛金の払込期間と、過去勤務通算期間を加算した期間および通算口数に応じて退職金共済規程の別表I-1により計算された基本退職一時金額と加算給付額の合計となります。

②過去勤務掛金の払込完了前に退職または解約されたとき、次の（イ）（ロ）（ハ）の合計額となります。

（イ）基本掛金およびその払込期間に応じて、退職金共済規程の別表I-1により計算された基本退職一時金額。

（ロ）過去勤務掛金およびその払込期間に応じて、退職金共済規程の別表I-1により計算された基本退職一時金額。

（ハ）加算給付額

[給付額の計算例] \*平成 22 年 4 月改訂の給付表で計算しています。

(平成 22 年 4 月 1 日加入以降の計算)

基本口数 ..... 5 口

通算口数 ..... 5 口

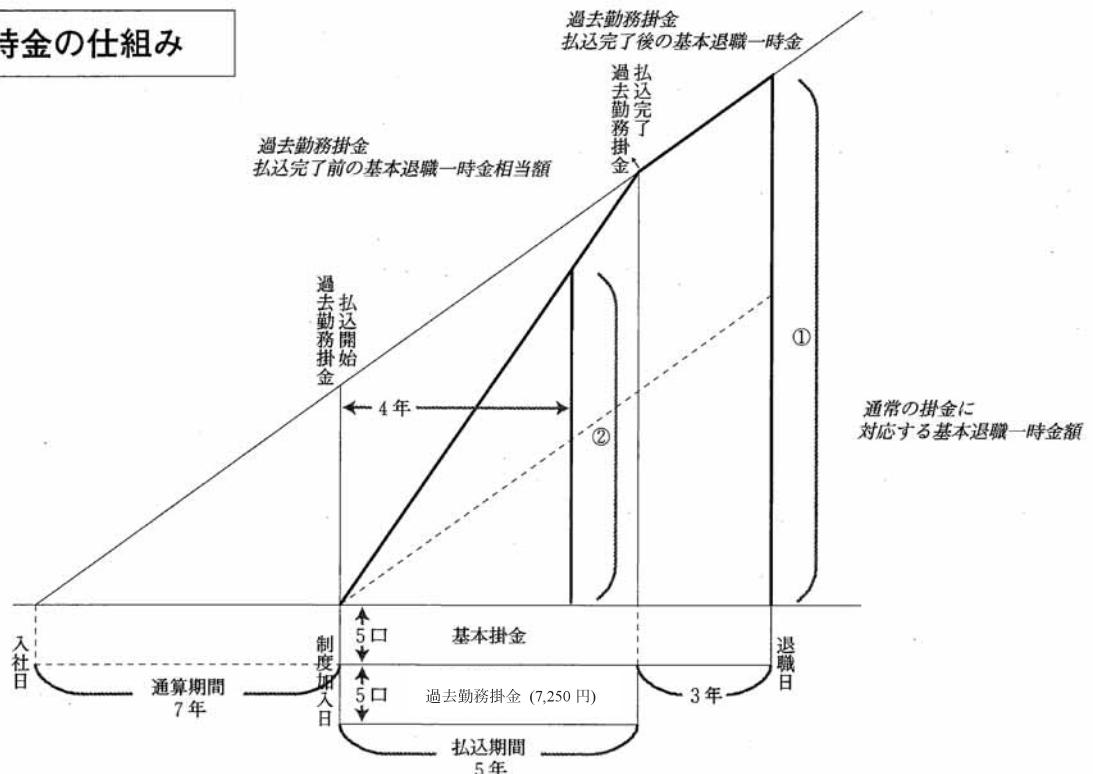
通算期間 ..... 7 年

過去勤務掛金の払込期間 ..... 5 年

[例 1] 過去勤務掛金払込完了 3 年後に退職または解約した場合 ..... ①の給付

[例 2] 過去勤務掛金払込開始後 4 年で退職または解約した場合 ..... ②の給付

### 基本退職一時金の仕組み



①過去勤務掛金払込完了 3 年後に退職または解約した場合の給付額

基本掛金の払込期間 5 年 + 3 年 = 8 年

過去勤務通算期間 ..... 7 年 合計 15 年

退職金共済規程別表 I-1 の加入期間 15 年の基本退職一時金 179,910 円

(上記は 1 口の掛金 1,000 円の金額です)

お支払金額 899,550 円 (179,910 円 × 5 口) + 加算給付額

②過去勤務掛金払込完了前（過去勤務掛金払込 4 年後）に退職または解約した場合の給付額

(イ) 基本掛金に対応する基本退職一時金

基本掛金の払込期間 ..... 4 年

退職金共済規程別表 I-1 の加入期間 4 年の基本退職一時金額 46,410 円

(上記は 1 口の掛金 1,000 円の金額です)

基本掛金に対応する基本退職一時金 232,050 円 (46,410 円 × 5 口)

(ロ) 過去勤務掛金に対応する基本退職一時金相当額

過去勤務掛金の払込期間 ..... 4 年

退職金共済規程別表 I-1 の加入期間 4 年の基本退職一時金額 46,410 円

(上記は 1 口の掛金 1,000 円の金額です)

$$46,410 \text{ 円} \times \frac{\text{過去勤務掛金 } 7,250 \text{ 円}}{1,000 \text{ 円}} \div 336,470 \text{ 円}$$

(過去勤務掛金は退職金共済規程の別表II参照)

過去勤務掛金に対応する基本退職一時金相当額 336,470円

(ハ) お支払金合計額 568,520円 { (イ) + (ロ) } + 加算給付額

## (2) 遺族一時金

被共済者の死亡による退職の場合は、前記の「退職一時金」のお支払金額に基本掛金の加入口数により、1口について10,000円を加算した金額をお支払いいたします。

## (3) 退職年金 ※現在、退職年金の取扱いはございません。

過去勤務通算掛金の払込完了後に退職し、「退職一時金」にかえて年金の支給を希望された場合は、退職された日までの基本掛金の払込期間と、過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上のときは、その合計期間および加入口数に応じて計算される金額をお支払いいたします。

## ●税務について

### 1. 掛金

#### (1) 法人が負担する場合

法人が負担した掛金（過去勤務掛金を含む）は、全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条）

#### (2) 個人事業主が負担する場合

個人事業主が負担した掛金（過去勤務掛金を含む。）は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（所得税法施行令第64条）

### 2. 退職一時金

被共済者が受取る退職一時金は「退職手当等とみなす一時金」とされ、退職所得となります。  
退職所得には退職所得控除がありますので、本所よりお支払いする退職一時金だけでは所得税はほとんどかかりません。（所得税法第31条、所得税法施行令第72条）

<課税対象額> 退職一時金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

退職所得控除額は次のとおりです。

<退職所得控除額>

①勤続20年以下の場合 40万円×勤続年数 （ただし最低控除額80万円）

②勤続21年以上の場合 (勤続年数-20年) × 70万円 + 800万円

- ・過去勤務掛金の払込を完了した場合の勤続年数は、過去勤務通算期間と基本掛金に対応する加入期間を加算した年数となります。

- ・過去勤務掛金の払込が完了しない場合の勤続年数は、基本掛金の払込期間に過去勤務掛金の払込期間を加算した年数となります。

### 3. 遺族一時金

被共済者が死亡された場合に遺族が受取る遺族一時金には所得税は課税されません。

(所得税法第9条第1項第15号)

ただし、死亡退職金とみなされ相続税の対象となります。法定相続人1人につき500万円まで税金はかかりません。(相続税法第3条・第12条、相続税法施行令第1条の2)

<非課税限度額> 500万円×法定相続人数

### 4. 退職年金 ※現在、退職年金の取扱いはございません。

被共済者が一定の年令に達して受取る退職年金は、雑所得になります。

ただし、本所よりお支払いする退職年金は、公的年金等として公的年金控除が適用されます。

(所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2)

### 5. 解約手当金（解約一時金）

被共済者が受取る解約手当金は、一時所得となります。(所得税法施行令第76条)

#### 【ご参考】

##### ① 退職所得控除額表

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
控除額	200万円	400万円	600万円	800万円	1,150万円	1,500万円	1,850万円

・障がいにより退職した場合は上記に加えて100万円の控除が認められています。

(所得税法第30条)

##### ② 一時所得の課税対象額（解約の場合）

一時所得の課税対象額 = (解約一時金 - 特別控除額) × 1/2

\*特別控除額は50万円です。ただし、解約一時金が50万円に満たない場合は、その当該額となります。

### 6. 退職給与引当金との調整

本制度に加入する際、事業所の退職金規程とどう関連づけるかは重要な問題です。本制度とは別途に退職給与引当金制度による引当を行っているときは、本制度と退職金規程との関連で場合によっては退職給与引当金との調整という問題が生じていました。しかしながら、平成14年度の税制改正により、退職給与引当金制度そのものが廃止され、廃止前に積んでいた退職給与引当金は、平成14年4月1日以後に開始する事業年度から大企業では4年間、中小企業・協同組合等では10年間で取り崩さなければならなくなりました。

[平成14年 法人税法等の一部を改正する法律 附則第8条]

# 浜松商工会議所 退職金共済規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、浜松商工会議所が商工業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

- ② この規程で「退職金共済契約」とは、事業主が浜松商工会議所（以下「商工会議所」という）に掛金を納入することを約し、商工会議所がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規程の定めるところにより、退職年金、退職一時金または遺族一時金（以下「退職金」という）を支給することを約する契約をいう。
- ③ この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。
- ④ この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。
- ⑤ この規程で「受給者」とは、この規程の定めるところにより、退職年金を受給中の者をいう。
- ⑥ この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払込む掛金をいう。
- ⑦ この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には10年とする。ただし、第11項の過去勤務一括掛金に係るものと除く。）をいう。

- ⑧ この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職一時金等の額の計算に含める期間をいう。
- ⑨ この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。
- ⑩ この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積られた金額）をもとに計算される別表Ⅱの金額をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）
- ⑪ この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人労働者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- ⑫ この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職金に相当する額をいう。
- ⑬ この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき独立行政法人労働者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職金に相当する額をいう。

⑭ この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## 第2章 契約の成立等

### (契約の締結)

第3条 商工会議所の地区内に事業所を有する者

(以下「事業主」という)でなければ退職金共済契約(以下「共済契約」という)を締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

② 事業主は、共済契約の基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金の額に関して、従業員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

③ 現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である者は、この規程による被共済者となることができない。

④ 共済契約者たる個人若しくはこれと生計を一にする親族または共済契約者たる法人の役員(法人税法第35条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員は除く)は、この規程による被共済者となることができない。

⑤ 年金開始年令(満70才)までの予定加入期間が5年未満の者は、被共済者となることができない。

第4条 共済契約に関する業務のうち次の各号に掲げるものは、商工会議所の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という)に委託するものとする。

(1) 退職金共済契約申込書の受理および申込金の収納

(2) 基本掛金および過去勤務掛金の収納

(3) 退職金および解約手当金の支払

(4) その他共済契約に関する金銭の収納および支出

② 前項の金融機関の指定については、常議員会の議を経なければならない。

### (掛 金)

第5条 共済契約は、被共済者ごとに、基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。ただし、その決定にあたり不当に差別的な取扱は行わないものとする。

② 基本掛金および過去勤務掛金は、共済契約者たる事業主が全額を負担しなければならない。

③ 基本掛金月額は、被共済者1人につき1,000円を1口とし、30口を限度とする。

④ 過去勤務通算月額は、1口1,000円で、22口を限度とし、当該月額は共済契約締結時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。

⑤ 基本掛金および過去勤務掛金として払込まれた金額ならびに引継退職給付金および引受退職給付金の額(これらの運用による利益を含む)は共済契約者に返還しない。

### (契約の申込)

第6条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、毎月20日までに商工会議所に申込まなければならない。

### (加入日および契約の成立)

第7条 商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、毎月20日までに申込まれた契約については、翌々月1日、21日以降月末までに申込まれた契約については、翌々々月1日を加入日とし、かつその日から効力を生ずる。

② 商工会議所は、共済契約の成立後遅滞なく共済契約者に特定退職金共済制度被共済

者証（以下「被共済者証」という）を交付するものとする。

③ 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

④ 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

### 第3章 基本掛金の払込

#### （基本掛金の払込）

第8条 共済契約者は、被共済者の加入の日の属する月（以下「加入月」という）から、被共済者が退職（死亡退職を含む）した日、または共済契約が解除された日の属する月までの基本掛金を毎月払込まなければならぬ。

② 每月の基本掛金は、所定の金融機関による預金口座振替の方法によって毎月 22 日に翌月分の基本掛金を商工会議所に払込むものとする。

### 第4章 退職金の支給

#### （退職年金の支給）

第9条 被共済者が年金開始年令（満 70 才）に達したとき、または加入期間 5 年以上の被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職年金を支給する。ただし、被共済者が満 70 才に達して引き続き在職している場合は、その者が退職したときに退職年金を支給する。この場合 退職時まで基本掛金および過去勤務掛金を払込むものとする。

② 退職年金の月額は、基本退職一時金を原資として計算した額とする。

③ 退職年金は 10 年間支給したとき給付を終了する。

④ 前項の規定にかかわらず受給者が受給開始後 10 年を経過せずに死亡したときは、10

年までの残余期間 遺族に年金を支給する。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず年金年額が 240,000 円未満の場合は年金開始期日に年金現価相当額を一時金で支給する。

#### （退職一時金の支給）

第10条 加入期間が 5 年未満の被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職一時金を支給する。

ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ 次に定めるところによる。

（1）被共済者の申出により第 28 条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。

（2）被共済者の申出により第 29 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

（3）被共済者の申出により第 30 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

② 退職一時金の額は、別表 I に定める額とする。

③ 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額に次の各号に定める額を合算して得た額とする。

（1）引継退職給付金に基づく額に、被共済者となった者の加入日から退職日までの経過期間に応じ別表 I - 2. の利率で利息を付した額

（2）引受退職給付金に基づく額に、その入金日の属する月の翌月 1 日から被共済者となった者の退職日までの経過期間に応じ別表 I - 2. の利率で利息を付した額

#### (遺族一時金の支給)

第11条 被共済者が年金開始年令（満70才）到達前に死亡により退職したとき、または第9条第1項但し書により年金の支給を留保している期間に死亡により退職したときは、遺族に遺族一時金を支給する。

- ② 遺族一時金の額は、前第10条第2項および第3項により計算される退職一時金の額に基本掛金1口当たり1万円を加算した額とする。

#### (年金にかえての一時金の支給)

第12条 年金の受給資格者または受給者が年金にかえて一時金の支給を希望するときは、その者に対する年金の未支給期間に対応する年金の現価相当額を一時金として支給する。

#### (支給の期日)

第13条 年金は年4回、2月、5月、8月および11月の各20日に、それぞれ支給月の前日までの年金月額を一括して支給する。

- ② 一時金は支給事由発生後すみやかに支給する。

#### (遺族の範囲および順位)

第14条 第9条第4項または第11条第1項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしなくとも事实上婚姻と同様の関係にある者を含む）  
(2) 子、父母、孫および祖父母で、当該被共済者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者、または当該被共済者の死亡当時その者と生計を一についていた者  
(3) 子、父母、孫および祖父母で、前号に該当しない者、ならびに兄弟姉妹
- ② 前項の規定により退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。

この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

兄弟姉妹については、当該被共済者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者、または当該被共済者の死亡当時その者と生計を一についていた者を先にする。

- ③ 被共済者が遺言または商工会議所に対してした予告で第1項第3号に規定する者うち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、退職金の支給を受けるべき遺族はその指定した者とする。
- ④ 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、退職金はその人数によって等分するものとする。
- ⑤ 退職金の支給を受けるべきであった遺族が死亡した場合には、その者にかかる権利は消滅するものとし、第1項ないし第3項に規定する順位の者よりその死亡者を除いて支給する。

#### (退職金の減額)

第15条 商工会議所は被共済者がその責に帰すべき次の各号の一に該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合においては、退職金の額を減額して支給する。

ただし、第10条第3項第1号および第2号に係る部分の額を除く。

- (1) 窃盗、横領、傷害その他の刑法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しく損し、または職場規律を著しく乱したこと  
(2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したこと  
(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し、または雇用契

約に関し著しく信義に反する行為があつたこと

- ② 前項の規定による退職金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
- ③ 第1項の退職金減額の事由および前項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

#### (退職金減額の申出)

第16条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職金減額申出書を商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
  - (2) 被共済者の氏名
  - (3) 減額の理由となる退職事由
  - (4) 減額すべき額
- ② 商工会議所は、前条第1項の規定により退職金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

#### (年金の支給手続)

第17条 共済契約者は、被共済者が退職（死亡による退職を除く）し 年金の受給を希望するときは、遅滞なく商工会議所に届出なければならない。

ただし、加入5年未満の被共済者については第18条を適用するものとする。

- ② 年金を請求しようとする者は、年金請求書に被共済者証を添付して商工会議所に提出しなければならない。
- ③ 商工会議所は、年金受取人が年金請求書に指定した送金方法に従い、支給期日までに支払うものとする。
- ④ 商工会議所は 年金を支払う際、支払年金額、支払日、支払方法を明記した支払通知

書を年金受取人に送付するものとする。

- ⑤ 商工会議所は 第15条第1項の規定により年金の額の減額を行ったときは、前項の支払通知書にその内容を記載しなければならない。

#### (一時金の支給手続)

第18条 共済契約者は、被共済者が退職し、退職一時金の受給を希望したとき、または被共済者が死亡したときは、遅滞なく商工会議所に届出なければならない。

- ② 退職一時金または遺族一時金（以下「一時金」という）を請求しようとする者は、一時金請求書に被共済者証を添付して共済契約者を経由し商工会議所に提出しなければならない。
- ③ 商工会議所は 一時金受取人が一時金請求書に指定した送金方法に従い、遅滞なく支払うものとする。
- ④ 商工会議所は 一時金を支払う際、支払一時金額、支払日、支払方法を明記した支払通知書を一時金受取人に送付するものとする。
- ⑤ 商工会議所は 第15条第1項の規定により一時金の額の減額を行ったときは、前項の支払通知書にその内容を記載しなければならない。

### 第5章 過去勤務期間の通算に関する特例

#### (過去勤務期間の通算の申込等)

第19条 事業主は、被共済者となるべき従業員について、過去勤務期間を退職一時金等の額の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め 商工会議所に申込まなければならない。

- ② 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。

- ③ 過去勤務通算期間に 1 年未満の端数月数が生じた場合には、その端数月数を切り捨て、年単位とする。
- ④ 第 1 項の申込およびその効力については、第 6 条および第 7 条の規定を準用する。
- ⑤ 既に共済契約を締結している事業主にあっては、昭和57年 6 月 1 日以後 2 年以内に申込まなければならない。
- ⑥ 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は、商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

#### (過去勤務掛金の払込および払込期間)

第20条 事業主が第19条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合には、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が 5 年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払込まなければならぬ。この場合、過去勤務掛金の払込に当っては、第 5 条に規定する基本掛金と同時に払込むこととする。

- ② 前項にかかわらず、被共済者が当該 5 年を経過する日前に退職することとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- ③ 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職したとき、または共済契約が解除された場合には、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払込むものとする。
- ④ 第 1 項ないし第 3 項の規定にかかわらず、過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡しを受けるものとす

- る。
- ⑤ 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第 1 項第 7 号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件をすべて満たすものとする。
  - （1）当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちに本共済契約の共済契約者になっていること
  - （2）本共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へ所定の事項を記載した申出書を提出すること

#### (退職一時金等の支給の特例)

第21条 過去勤務期間の通算の申込を行った被共済者の退職一時金の額は、別表 I に定める額とする。

ただし、過去勤務一括掛金の引渡しを受けた被共済者に係る退職一時金の額については、過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金に基づく額にその入金日の属する月の翌月 1 日から退職日までの経過年月数に応じ別表 I - 2 の利率で利息を付した額を加算する。

- ② 被共済者の退職が死亡によるものであるときは、その者の遺族に前項により計算される退職一時金の金額に基本掛金 1 口当たり 1 万円を加算した金額を遺族一時金として支給する。

#### (年金の支給の特例)

第22条 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については 基本掛金払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が 5 年以上であれば本人の申出により前条に定める退職一時金に代え年金を支給する。

- ② 前項により支給する年金月額は、退職一時金額を原資として計算した金額とする。

## 第6章 契約の解除

### (契約の解除)

第23条 商工会議所または共済契約者は、第2項、第3項、第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- ② 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。(商工会議所が認める正当な理由がある場合を除く)

(1) 共済契約者が6ヶ月以上掛金の納入を怠ったとき

(2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき

- ③ 商工会議所は、次の各号に掲げる場合には、当該被共済者の共済契約を解除するものとする。

(1) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき

(2) 被共済者が第3条第4項の規定に該当する者となったとき

(3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって、退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき

(4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき

- ④ 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 被共済者の同意を得たとき

(2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると、商工会議所が認めたとき

(3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体

との間に 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、本共済契約の共済契約者であった者が、本共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき

- ⑤ 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- ⑥ 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

### (契約解除の手続)

第24条 商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を附して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

- ② 共済契約者は、前条第4項第1号の規定により共済契約を解除するときは、被共済者の同意のあったことを証する書類を添え、その旨を商工会議所に通知しなければならない。

- ③ 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により共済契約を解除しようとするときは、同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添え、その旨を商工会議所に申出なければならない。

- ④ 商工会議所は、前項の申出が前条第4項第2号に該当すると認めたときは、遅滞なくその旨を共済契約者に通知するものとする。

- ⑤ 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して商工会議所へ所定の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- ⑥ 第7条第4項の規定は、共済契約の解約について準用する。

#### (解約手当金)

第25条 共済契約が解除されたとき 商工会議所は、被共済者に解約手当金を支給する。ただし、第23条第4項第3号に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

② 解約手当金の額は、第10条第2項および第3項に規定する退職一時金の額（過去勤務期間を通算した被共済者については、第21条第1項により計算される金額）と同額とする。

③ 第23条第3項第3号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き第1項の規定にかかわらず解約手当金は支給しない。

④ 商工会議所は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金の額を減額して支給する。

⑤ 商工会議所は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について退職金共済審査会の議を経なければならない。

⑥ 第17条または第18条の規定は、解約手当金の請求、支給および受領について準用する。

## 第7章 基本掛金月額の変更

#### (基本掛金月額の変更)

第26条 商工会議所は、共済契約者から基本掛金月額の増額の申込があったときは、これを承諾するものとする。ただし、被共済者一人あたり30口（30,000円）を限度とする。

② 商工会議所は、共済契約者からの基本掛け金月額の減少の申込については第23条第4項第1号および第2号に掲げる場合でなければこれを承諾しない。

#### (基本掛け金月額変更の手続)

第27条 共済契約者は、前条の基本掛け金月額の変

更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更後の基本掛け金月額を明らかにし、毎月20日までに商工会議所に申込まなければならない。

- ② 前項の変更が基本掛け金月額の減少であるときは、被共済者証を添付し、第23条第4項第1号の同意のあったことを証する書類または同項第2号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付しなければならない。
- ③ 第23条第4項第2号の規定による減額の場合には、同号の認定については、退職金共済審査会の議を経なければならない。
- ④ 商工会議所は、基本掛け金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、変更後の基本掛け金月額を明らかにした被共済者証を交付、または、従前の被共済者証に基本掛け金月額の変更があった旨を記載し、これを返還しなければならない。
- ⑤ 第7条第1項、第3項および第4項の規定は、基本掛け金月額の変更について準用する。

## 第8章 退職金共済契約の通算

#### (退職金共済制度内における通算)

第28条 商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する次の各号の条件をすべて満たす場合に、当該被共済者に係る退職金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと
- (2) 本共済契約の被共済者であること
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、商工会議所へ所定の事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること

#### (他の特定退職金共済団体との通算)

第29条 商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、次に定めるところにより、退職金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

② 受入れは以下の条件をすべて満たす場合に取扱う。

(1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき 退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと

(2) 本共済契約の被共済者であること

(3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、当該他の特定退職金共済団体へ所定の事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき 共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

③ 引渡しは以下の条件をすべて満たす場合に取扱う。

(1) 本共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと

(2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること

(3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、商工会議所へ所定の事項を記載した通算の申出書および商工会議所の

被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき退職金共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

#### (中小企業退職金共済制度との通算)

第30条 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件をすべて満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

(1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき 退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと

(2) 本共済契約の被共済者であること

(3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること

② 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件をすべて満たす場合に、退職金に相当する額を引き渡す。

(1) 本共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと

(2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること

(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、商工会議所へ通算の申出

書および商工会議所の被共済者証、その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること

## 第9章 管理

### (退職金共済の事務)

第31条 退職金共済事業に関する事務は、商工会議所共済担当部門において取扱う。

#### (会計処理)

第32条 商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、特別会計として区分して処理するものとする。

#### (予算、決算等の議決)

第33条 退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は、常議員会の議決を経るものとする。

#### (特定預金等)

第34条 商工会議所は、掛金として払込まれた金額、過去勤務一括掛金および引受退職給付金の額（その運用による利益を含む）から退職金共済事業を行う事務に要する経費として支出する通常必要な金額を控除した残額は、被共済者を被保険者とする生命保険料（財務省令で定めるものに限る）として運用しなければならない。

② 前項の資産は、これを担保に供し、または貸付けることができない。

#### (書類の備付および閲覧)

第35条 商工会議所は第33条の書類を事務所に備付けて置き、共済契約者がその書類の閲覧を求めたときは、正当の理由がないのにこれを拒んではならない。

#### (退職金共済審査会)

第36条 商工会議所に、退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- ② 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- ③ 審査会は、委員長および6人以内の委員をもって組織する。
- ④ 審査会の委員長および委員は、事業主、従業員および学識経験者のうちから常議員会の承認を得て商工会議所会頭が委嘱する。

## 第10章 個人番号（マイナンバー）の取扱

### (個人番号の管理)

第37条 商工会議所は、共済契約者に対し、被共済者の個人番号を記載した帳簿を管理する事務（以下「本件事務」という）を委託する。

- ② 共済契約者は、本件事務の履行に際し、個人番号及び特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- ③ 共済契約者は、本件事務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本件事務において利用する特定個人情報について、自らの個人番号関係事務に利用する場合を除き、本件事務以外の目的で利用してはならない。
- ④ 共済契約者は、特定個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に自ら責任を負うものとする。
- ⑤ 共済契約者は、特定個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- ⑥ 共済契約者は、本件事務の終了時に、自らの個人番号関係事務に関連して保存する義務を負う場合を除き、本件事務において利用する特定個人情報について、返還又は

復元できない手段にて廃棄を実施しなければならない。

⑦ 共済契約者は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本件事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

⑧ 共済契約者は、本件事務について、商工会議所の事前の承諾なく第三者へ委託してはならない。

⑨ 共済契約者は、商工会議所から特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、商工会議所が税務署から退職一時金支払に関する法定調書の提出を求められた場合は、共済契約者は被共済者の個人番号を商工会議所へ提供するものとする。

たときは、被共済者証を提示しなければならない。

⑩ 共済契約者は、被共済者が退職したとき、もしくは共済契約が解約されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく被共済者証を被共済者またはその遺族に交付しなければならない。

⑪ 共済契約者は、被共済者証を紛失し、または使用に堪えない程度に汚損し、もしくは盜難、火災等により被共済者証を失ったときは、遅滞なくその旨を商工会議所に届け出なければならない。

#### (譲渡等の禁止)

第40条 退職金および解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

#### (退職金等の返還)

第41条 偽りその他不正行為により退職金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該退職金および解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して、支給を受けた者と連帶して退職金および解約手当金を返還させる。

#### (規程の変更および廃止)

第42条 この規程の変更および廃止については、運営管理規約にもとづき行う。

② 現在の金利水準の変更、経済変動その他により、この退職金共済事業に影響を与える場合には、運営管理規約にもとづき別表Iおよび別表IIを改訂する。

#### (時効)

第43条 退職金等の支給を受ける権利は5年間、掛金の納付を受ける権利および掛金または申込金の返還を受ける権利は2年間行わな

## 第11章 雜 則

### (報告等)

第38条 商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

② 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

③ 共済契約者は、第23条第3項の規定に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

### (被共済者証の保管提示等)

第39条 被共済者証は、被共済者たる従業員を雇用する共済契約者たる事業主が保管するものとする。

② 共済契約者は、被共済者から要求があつ

いときは、時効によって消滅する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① この規程は 昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 3 条第 4 項（契約の締結）および第 5 条第 3 項（掛金）の改正規定は、昭和 50 年 12 月 1 日より実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 6 条（契約の申込）および第 7 条（契約の成立）の改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 5 条（掛金）第 3 項および第 26 条（掛金月額の変更）の改正規定は、昭和 55 年 12 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 2 条（定義）の追加規定、第 5 章「過去勤務期間の通算に関する特例」第 19 条（過去勤務期間の通算の申込等）乃至第 22 条（年金の支給の特例）、第 3 条（契約の締結）乃至第 9 条（退職年金の支給）・第 17 条（年金の支給手続）乃至第 18 条（一時金の支給手続）・第 25 条（解約手当金）乃至第 27 条（基本掛金月額変更の手続）・第 32 条（書類の備付および閲覧）・第 34 条（報告等）・第 35 条（被共済者証の保管提示等）および第 38 条（規定の変更および廃止）の改正規定は、昭和 57 年 6 月 1 日より実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 5 条（掛金）第 3 項、第 4 項および第 26 条（基本掛金月額の変更）第 1 項の改正規定は、昭和 62 年 2 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 39 条（時効）規定は、昭和 63 年 8 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 5 条（掛金）第 3 項、第 4 項および第 26 条（基本掛金月額の変更）第 1 項の改正規定は、平成 3 年 9 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 2 条（定義）、第 9 条（退職年金の支給）、第 10 条（退職一時金の支給）、第 11 条（遺族一時金の支給）、第 13 条（支給の期日）、第 21 条（退職一時金等の支給の特例）、第 25 条（解約手当金）および第 38 条（規程の変更および廃止）の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 2 条（定義）、第 9 条（退職年金の支給）、第 11 条（遺族一時金の支給）、および第 38 条（規程の変更および廃止）の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第 5 条（掛金）第 3 項、第 4 項および第 26 条（基本掛金月額の変更）第 1 項の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第38条（規約の変更および廃止）第2項の改正規定は、平成11年4月1日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① この規程は 平成13年7月1日から改正実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① [別表I] - 1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額、2. 納付改定日前の積立金に対する付利利率、3. 退職一時金の額の計算方法、[別表II] 過去勤務通算掛金（月額）表については、平成15年4月1日から改正実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① [別表I] - 1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額、2. 納付改定日前の積立金に対する付利利率、3. 退職一時金の額の計算方法、[別表II] 過去勤務通算掛金（月額）表については、平成22年4月1日から改正実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第2条(定義) および第23条（契約の解除）の変更規定は、平成25年2月13日から実施する。

## 附 則

### (実施の時期)

- ① 第28条（退職金共済制度内における通算）第1項3号、第29条（他の特定退職金共済制度との通算）第2項3号、第3項3号、第30条（中

小企業退職金共済制度との通算）第1項3号、第2項3号、第31条（退職金共済の事務）、および第42条（規定の変更および廃止）第1項、第2項の改姓規定は平成28年4月1日から改正実施する。なお、第28条（退職金共済制度内における通算）、第29条（他の特定退職金共済団体との通算）および第30条（中小企業退職金共済制度との通算）は、平成26年4月1日以後に退職した場合に適用し、被共済者が同日前に退職した場合については、改正前の規定を適用する。

[別表 I ] 1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額

(掛金月額1,000円につき)

加入期間	平成22年4月1日以後の掛金に対する支給額	平成15年4月1日から平成22年3月31までの掛金に対する支給額	平成13年7月1日から平成15年3月31までの掛金に対する支給額	平成11年4月1日から平成13年6月30までの掛金に対する支給額	平成8年4月1日から平成11年3月31までの掛金に対する支給額	平成6年4月1日から平成8年3月31までの掛金に対する支給額	平成6年3月31日以前の掛金に対する支給額
1年	11,500円	11,530円	11,550円	11,580円	11,590円	11,670円	12,140円
2年	23,070円	23,180円	23,280円	23,410円	23,460円	23,840円	25,030円
3年	34,700円	34,960円	35,190円	35,500円	35,610円	36,540円	39,000円
4年	46,410円	46,870円	47,280円	47,850円	48,040円	49,800円	54,040円
5年	58,190円	58,900円	59,560円	60,460円	60,770円	63,640円	70,230円
6年	70,030円	71,070円	72,040円	73,350円	73,800円	78,080円	87,660円
7年	81,950円	83,370円	84,700円	86,510円	87,130円	93,150円	106,420円
8年	93,940円	95,800円	97,560円	99,960円	100,790円	108,880円	126,620円
9年	106,000円	108,370円	110,610円	113,690円	114,760円	125,290円	148,370円
10年	118,140円	121,080円	123,870円	127,720円	129,060円	142,420円	171,780円
11年	130,350円	133,920円	137,340円	142,060円	143,710円	160,290円	196,980円
12年	142,630円	146,910円	151,010円	156,700円	158,690円	178,950円	224,110円
13年	154,980円	160,030円	164,890円	171,660円	174,040円	198,410円	253,320円
14年	167,410円	173,300円	178,990円	186,940円	189,740円	218,730円	284,770円
15年	179,910円	186,710円	193,300円	202,550円	205,820円	239,930円	318,630円
16年	192,490円	200,270円	207,840円	218,490円	222,270円	262,060円	355,070円
17年	205,150円	213,970円	222,600円	234,780円	239,110円	285,150円	394,310円
18年	217,880円	227,830円	237,590円	251,420円	256,360円	309,250円	436,550円
19年	230,680円	241,830円	252,810円	268,420円	274,010円	334,400円	482,020円
20年	243,570円	255,990円	268,260円	285,790円	292,070円	360,650円	530,970円
21年	256,530円	270,300円	283,950円	303,530円	310,560円	388,040円	583,670円
22年	269,570円	284,770円	299,890円	321,650円	329,490円	416,620円	640,410円
23年	282,680円	299,390円	316,070円	340,160円	348,870円	446,450円	701,490円
24年	295,880円	314,180円	332,500円	359,070円	368,710円	477,590円	767,250円
25年	309,160円	329,120円	349,190円	378,390円	389,010円	510,080円	838,040円
26年	322,510円	344,230円	366,130円	398,120円	409,790円	543,980円	914,250円
27年	335,950円	359,500円	383,340円	418,280円	431,070円	579,370円	996,290円
28年	349,460円	374,940円	400,810円	438,870円	452,840円	616,290円	1,084,620円
29年	363,060円	390,540円	418,550円	459,910円	475,130円	654,830円	1,179,700円
30年	376,740円	406,320円	436,560円	481,400円	497,950円	695,050円	1,282,070円

(注) 加入期間に年末満の端数月数があるときは、次の月割計算を行う。

$$A \text{年} B \text{カ月の支給額} = A \text{年の支給額} + (A + 1 \text{年の支給額} - A \text{年の支給額}) \times B / 12$$

## 2. 給付改訂日前の積立金に対する付利利率

付利対象期間	利 率
平成 6年4月1日以降 平成8年3月31日以前	年4.50%
平成 8年4月1日以降 平成11年3月31日以前	年2.50%
平成11年4月1日以降 平成13年6月30日以前	年2.29%
平成13年7月1日以降 平成15年3月31日以前	年1.55%
平成15年4月1日以降 平成22年3月31日以前	年1.01%
平成22年4月1日以降	年0.61%

## 3. 退職一時金の額の計算方法

① 給付改訂日は次のとおり。

平成 6年 4月 1日

平成 8年 4月 1日

平成 11年 4月 1日

平成 13年 7月 1日

平成 15年 4月 1日

平成 22年 4月 1日

② 最新の給付改訂日以降に加入した被共済者の退職一時金の額は、加入日から退職日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額と加算給付額の合計額とする。

加算給付額は、毎年の運用益を3月末の退職一時金相当額に応じて毎年7月1日に配分した金額の累計額とする。

③ 最新の給付改訂日前に加入した被共済者の退職一時金の額は、次に定める額を合算して得た額と加算給付額の合計額とする。

ア. 基本掛金を給付改訂日ごとに区分し、それぞれ加入日（既に給付改訂を行っている場合は、前回の給付改訂日とする。）から給付改訂日前日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額に、給付改訂日から退職日までの経過期間に対応して「2. 給付改訂日前の積立金に対する付利利率」にて利息を付した額

イ. 最新の給付改訂日から退職日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額

## 4. 過去勤務期間の通算に係る退職一時金の額の計算方法

① 最新の給付改訂日以降の加入日に過去勤務期間の通算の申込を行った被共済者の退職一時金の額は、次のいずれかにより計算された額とする。

(1) 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、同じ。）の払込が完了した被共済者の場合、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額と加算給付額の合計額とする。

ただし、基本掛金月額が過去勤務通算月額を超える場合は、その超える部分の基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額を加算する。

- (2) 過去勤務掛金の払込期間中に退職した被共済者の場合、次に定める額を合算して得た額と加算給付額の合計額とする。
- ア. 基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額
  - イ. 過去勤務掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額
- ② 最新の給付改訂日前の加入日に過去勤務期間の通算の申込を行った被共済者の過去勤務通算月額に係る退職一時金の額は、次のいずれかにより計算された額とする。
- (1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の場合、次に定める額を合算して得た額と加算給付額の合計額とする。
- ア. 基本掛金を給付改訂日ごとに区分し、それぞれ加入日（既に給付改訂を行っている場合は、前回の給付改訂日とする。）から給付改訂日前日までの基本掛金の払込期間に加入日が属する払込期間についてのみ過去勤務通算期間を加算し、それぞれの期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額に、給付改訂日から退職日までの経過期間に対応して「2. 給付改訂日前の積立金に対する付利利率」にて利息を付した額
  - イ. 最新の給付改訂日から退職日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額
- (2) 過去勤務掛金の払込期間中に退職した被共済者の場合、次に定める額を合算して得た額と加算給付額の合計額とする。
- ア. 基本掛金を給付改訂日ごとに区分し、それぞれ加入日（既に給付改訂を行っている場合は、前回の給付改訂日とする。）から給付改訂日前日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額に、給付改訂日から退職日までの経過期間に対応して「2. 給付改訂日前の積立金に対する付利利率」にて利息を付した額
  - イ. 最新の給付改訂日から退職日までの基本掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額
  - ウ. 過去勤務掛金を給付改訂日ごとに区分し、それぞれ払込開始日（既に給付改訂を行っている場合は、前回の給付改訂日とする。）から給付改訂日前日までの過去勤務掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額に、給付改訂日から退職日までの経過期間に対応して「2. 給付改訂日前の積立金に対する付利利率」にて利息を付した額
  - エ. 最新の給付改訂日から退職日までの過去勤務掛金とその払込期間に応じ「1. 基本掛金の払込期間に応じた基本退職一時金額」に定める額

## 5. 年金の月額に関する経過措置

給付改訂日前に既に年金の支給を受けている者の年金の月額は、給付改訂日以降についても 年金開始期日に計算された額と同額とする。

[別表Ⅱ] 過去勤務通算掛金（月額）表

(過去勤務通算月額1,000円につき)

過去勤務通算期間	過去勤務掛金払込期間	平成22年4月1日以降に加入の被共済者の過去勤務掛金	平成15年4月1日から平成22年3月31日までに加入の被共済者の過去勤務掛金	平成13年7月1日から平成15年3月31日までに加入の被共済者の過去勤務掛金	平成11年4月1日から平成13年6月30日までに加入の被共済者の過去勤務掛金	平成8年4月1日から平成11年3月31日までに加入の被共済者の過去勤務掛金	平成6年4月1日から平成8年3月31日までに加入の被共済者の過去勤務掛金	平成6年3月31日以前に加入の被共済者の過去勤務掛金
1年	1年	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,020円	1,040円	1,080円
2年	2年	1,010円	1,020円	1,030円	1,040円	1,050円	1,090円	1,160円
3年	3年	1,020円	1,030円	1,050円	1,070円	1,070円	1,140円	1,250円
4年	4年	1,020円	1,040円	1,060円	1,090円	1,100円	1,190円	1,340円
5年	5年	1,030円	1,060円	1,080円	1,110円	1,120円	1,240円	1,450円
6年	5年	1,240円	1,270円	1,310円	1,350円	1,360円	1,520円	1,800円
7年	5年	1,450円	1,490円	1,540円	1,590円	1,610円	1,810円	2,190円
8年	5年	1,660円	1,720円	1,770円	1,840円	1,860円	2,120円	2,610円
9年	5年	1,880円	1,940円	2,010円	2,090円	2,120円	2,440円	3,050円
10年	5年	2,090円	2,170円	2,250円	2,350円	2,390円	2,770円	3,540円

(注) 過去勤務通算期間の対応する掛金払込期間内に定年退職等により退職する場合は、本表によりません。



●この制度についてのお問い合わせは●

## 浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市中区東伊場2-7-1

TEL. 053-452-1113 FAX. 053-452-6685

E-mail:kaiin@hamamatsu-cci.or.jp

### 委託会社

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)  
三井生命保険株式会社(副幹事会社)  
アクサ生命保険株式会社

住友生命保険相互会社  
第一生命保険株式会社  
富国生命保険相互会社